

和歌山大学経済学部長選挙規程

制 定 昭和28年 2月11日

最終改正 令和 2年11月19日

- 第1条 学部長は、学部配置の専任教授のうちから学部の教授会の議を経て学長が選考する。
- 第2条 学部長の選挙は投票権者の無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。
- 2 過半数を得た者がいないときは、第1位及び第2位の得票者（第1位の得票者2名以上あるときはこの2名以上）について、決選投票を行って当選者を決する。
- 3 決選投票によるも得票数同数なるため当選者を決しえないときは、本学専任教授としての在任期間の長い者を当選者とし、在任期間ひとしきときは、年長者を当選者とする。
- 第3条 投票権者は専任教員の全員とする。
- 第4条 学部長として選挙せられうる資格ある者は専任教授に限る。
- 第5条 学部長の任期は2年とする。
- 第6条 選挙は、任期満了の1ヶ月以前に行う。
- 第7条 選挙の執行のため、原則として准教授、講師及び助教の各グループから、それぞれ1名の選挙管理人を選ぶ。
- 2 選挙管理人は、投票並びに開票の日時及び場所を決定し、投票及び開票に立会い、疑義ある投票につき効力を判定する。
- 第8条 学部長が任期の途中において、転任その他やむをえない事由によって辞任した場合には、第6条の規定に拘わらず、速やかに後任者を決定するよう適宜の時期に選挙を行う。
- 2 その他の事項については、後任者の選挙はすべて本規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、昭和28年2月11日から施行する。
- 2 現在の学部長の任期は昭和30年5月31日までとする。
- 3 昭和30年の選挙により学部長となった者の任期は昭和32年3月31日までとする。

附 則（昭和30年4月18日一部改正）

この改正規程は、昭和30年4月18日から施行する。

附 則（昭和56年3月6日一部改正）

この改正規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月17日一部改正）

この改正規程は、平成14年6月17日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第615号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1619号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2309号）

この改正規程は、令和2年11月19日から施行する。